

平成 26 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社アルファクス・フード・システム  
(コード番号：3814 東証 JASDAQ)  
(URL <http://www.afs.co.jp/>)  
代 表 者 代表取締役社長 松崎 常男  
問合せ先 取締役経営管理部長 河原 克樹  
電話番号 03-5649-2100

### 株主による新株式発行の差止仮処分の申立てに関するお知らせ

当社が平成 26 年 11 月 12 日開催の取締役会において決議しました、第三者割当による新株式発行について、以下のとおり、当社の株主から当該新株式発行の差止め請求に係る仮処分の申立てがなされましたので、お知らせいたします。

#### 1. 差止請求に至った経緯

当社は、平成 26 年 11 月 12 日付『第三者割当による新株式の発行および主要株主並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ』ならびに平成 26 年 11 月 14 日付『(訂正)「第三者割当による新株式の発行および主要株主並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ」の一部訂正』、平成 26 年 11 月 12 日開示の『第三者割当による新株式の発行および主要株主並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ』の一部訂正の経過』ならびに平成 26 年 11 月 18 日付『「第三者割当による新株式の発行および主要株主並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ」の一部訂正の経過(2 回目)及び当社の見解について』においてお知らせしたとおり、平成 26 年 11 月 12 日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を実施することを決議しております。なお、本日開示の『第三者割当による新株式発行に関する有価証券届出書及び訂正届出書の取り下げ及び有価証券届出書の再提出に関するお知らせ』の内容のとおり本日開催の取締役会において払込期日は平成 26 年 12 月 5 日に変更となっております。

しかしながら、当社株主より平成 26 年 11 月 17 日付で、本新株式発行を差止める仮処分の申立てが山口地方裁判所宇部支部に行われました。

#### 2. 本申立てがあった裁判所及び年月日

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| (1) 本申立てがされた裁判所  | 山口地方裁判所宇部支部       |
| (2) 本申立書が到着した年月日 | 平成 26 年 11 月 19 日 |

### 3. 本申立てをした株主の概要

- (1) 氏 名 田村 隆盛
- (2) 住 所 山口県宇部市
- (3) 所有株式数 1,135,400 株 (持株比率: 45.17%) (議決権比率: 52.03%) 平成  
26 年 9 月 30 日現在

### 4. 本申立ての内容

当社が受け取った仮処分命令申立書によれば、平成 26 年 11 月 12 日開催の当社取締役会において決議された、第三者割当増資による新株式発行について、支配権の維持を主たる目的としたものであり、合理的な資金調達を目的としたものではないとの理由から、会社法 210 条 2 号に定める「著しく不公正な方法」による発行であるとして、新株発行の差止めを求める仮処分申立てを行ったとのこととあります。

### 5. 今後の方針及び見通し

当社といたしましては、弁護士と相談の上で適切な対応方法において、正当性を主張し対処してまいります。

#### (参考) 平成 26 年 11 月 12 日決議の第三者割当増資の概要

- (1) 募集株式の種類 普通株式 (新株式発行)
- (2) 募集株式の数 900,000 株
- (3) 募集株式の払込金額 1 株につき金 578 円
- (4) 募集株式の払込金額の総額 520,200,000 円
- (5) 増加する資本金及び資本準備金の額 資本金 260,100,000 円  
資本準備金 260,100,000 円
- (6) 払込期日 平成 26 年 12 月 5 日
- (7) 割当の方法 第三者割当とする
- (8) 割当先及び割り当てる募集株式の数 株式会社りく・マネジメント・  
パートナーズ 800,000 株  
鎌田英哉 100,000 株

※本日開示の「第三者割当による新株式発行に関する有価証券届出書及び訂正届出書の取り下げ及び有価証券届出書の再提出に関するお知らせ」の内容のとおり本日開催の取締役会において払込期日は平成 26 年 12 月 5 日となっております。

以 上